

統計調査分科会
第10回議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会

第 10 回 統計調査分科会 議事次第

日 時：平成 19 年 12 月 7 日（金）14:10～15:10

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1. 開 会

2. 総務省からのヒアリング

3. その他

4. 閉 会

(傍聴者、総務省統計局入室)

○前原主査 御苦労さまです。それでは、定刻になりましたので、第10回統計調査分科会を始めさせていただきます。

本日の議題でございますが、地方公共団体を経由して行います指定統計調査の民間開放について、総務省からのヒアリング等を予定いたしております。

まず、「平成20年住宅・土地統計調査」「個人企業経済調査」の民間開放の検討状況、並びに「平成19年就業構造基本調査」の民間開放の実施状況、その他の所管指定統計調査の民間開放の検討状況につきまして、総務省統計局統計調査部の杉山調査企画課長から御説明をいただきます。説明は20分程度でよろしくお願いたします。

○杉山課長 それでは、御紹介がございました調査企画課長の杉山でございます。座って説明させていただきます。

お手元の資料でございますけれども、配付資料としまして、資料1というのがございます。「平成20年住宅・土地統計調査の民間開放の実施に向けた検討状況について」というものでございます。これに沿いまして御説明させていただきます。

まず、1番目に、この20年住宅・土地統計調査のあらましというものが書いてございます。調査対象は約350万住戸・世帯に及びます大規模な基本調査というものでございます。5年に1回実施ということでありまして、別紙1というのがございます。1枚めくっていただきまして、ここに調査の概要をコンパクトにまとめてございます。

目的は、住宅・土地の保有状況とか、世帯の居住状況等を把握するというものでございまして、調査の概要をごらんいただきたいんですけれども、調査の期日は来年の10月1日でございます。

調査事項としましては、○の4つ目ですけれども、建物の構造でありますとか、あるいは建築時期でありますとか、所有の関係等々を調べるというものでございます。

調査の流れとして一連のものが出ておりますけれども、我々の統計局の方から、まず都道府県の方に行きまして、市町村の方から調査をするということでございます。調査は原則、ここに書いてございます調査員が行うという形でございます。調査客体は住戸・世帯ということで、世帯調査ということで御理解いただければと思います。

結果の利用が一番下に書いてございますけれども、ここに掲げるような、例えば「住生活基本計画」の成果指標というふうなものに使われるというものでございます。

戻っていただきまして1枚目ですけれども、2番目に、これまでの取組みというものを整理させていただいております。まず、(1)の調査事項、調査方法等の基本的事項の検討でございますが、前回の調査とは調査事項、調査方法等は変更してございまして、詳細は省略いたしますけれども、○の2つ目でございますように、試験調査の結果なり、地方公共団体の意見を踏まえまして、今年の9月に調査実施計画案を策定しました。それを現在、統計委員会の方にお諮りして審議をいただいているところです。これについては、来週月曜日の12月10日に答申をいただく予定になってございます。

一応、調査の中身についてはそのような流れになっておりまして、その検討をいただいているところでございます。次に、(2)として、調査計画の中の一部を成すものですが、民間開放の具体的な枠組み等についての整理ということで、これまでの検討の大まかなあらましを御説明します。民間開放に当たりましては、当省の所管する統計については、基本的に3つの視点に沿って検討しております。質の確保、業務効率化、受託可能性、この3点について検討するというところでございます。

②に取組みの状況を整理してございますけれども、先ほど2の(1)で触れました試験調査におきまして、まず、地域で調査票の配布・取集等の業務を民間に委託しまして、その結果を分析するといったところからスタートしております。これは別紙2に飛んでいただきたいんですけども、さっきの概要の裏側に別紙2がございます。

試験調査は神奈川県川崎市において実施しまして、調査票の配布とか取集について、民間事業者に託して実施するという形を取りました。

この川崎市を選んだ理由が、注書きの2行目辺りから書いてございますけれども、不在等の世帯が多いところ、また接触が困難なオートロックマンションとかワンルームマンションがあるようなところ、そういう地域として神奈川県川崎市を選んだということでございます。

そこについて調査した結果の分析が2番目に書いてございまして、分析に当たりましては、類似の都市として大阪府の高槻市を直轄で調査したところと比べて比較いたしました。それが表1にまとめてございます。

まず、回収率を比較したわけでございますけれども、合計で見た場合には余り差は出なかったということですが、個々の調査区の属性に着眼して比較しますと、一戸建ての多いところにつきましては、民間の方が高い回収率が見られた。一方で、共同住宅でオートロックマンションとかワンルームマンションのあるところにつきましては、直轄の方が高い回収率であったということでございます。

表2には、調査票の記入漏れ率について整理してございますが、これについてはほとんど差はなかったという結果でございます。

次のページに行きまして、(2)ですけれども、全体的に業務遂行状況の面におきましては、幾つかの照会事例等が報告されておりますけれども、総じて言えば、受託事業者、大きな事故とかスケジュールの遅れはなく調査を実施していたというのが結論でございます。

最後、(3)に結論を書いてございますが、一応、試験調査ということで、いろんな制約がある中での調査ではございましたけれども、今回行った、全世帯封入方式を取った方法の下では、明らかな質の低下とか向上は見られなかった、よくも悪くもないという結果でございます。

以上が試験調査の結果でございます。

また戻っていただきまして、2の(2)の②の取組状況の○の2つ目になりますけれども

も、そういう試験調査とか、あるいは実際に受託した事業者から意見等を聴取するようなことを9月に行いました。

更に、引き続きまして、10月からは都道府県に対して民間開放の具体的な枠組みを提示しまして、市区町村、これは市区町村が調査員を使ってやるという調査なものですから、その意向取りまとめを依頼しました。一応、回答が返ってきているんですけども、数県から取組みについて検討したいという回答が来ております。

その後、更に我が方で開催しております有識者の懇談会におきましても御検討いただきまして、これは9月、11月と2回ほど開催しているんですが、並行して地域ブロックごとの都道府県との意見交換を行いながら、民間開放の内容について整理していく、あるいは意思疎通を図りながら作業を進めているということでございます。

※で都道府県からの主な指摘というのが書いてございますけれども、質の確保への懸念とか、更なる情報の提供、あるいはスケジュール面での厳しさといった辺りの指摘を受けております。

3番目にまいりますが、今後の主なスケジュールでございますけれども、民間開放を地域単位でやる場合には、国の方で環境整備をやる必要がございます。ここに書いてございますように、統計法の施行令とか調査規則の改正が必要でございます、これを12月中旬に完了する予定でございます。

裏面にまいりまして、一応、そういう国の環境整備が終わった後で、都道府県及び市区町村が講じる措置としまして、まず、来年1月ぐらいには実施市区町村を確定していただき、2月から3月にかけて事務処理特例条例、これは県レベルで事務の一部を市町村におろすという内容のものでございますけれども、それを条例改正で手当てしていただくということです。以下、予算、それから入札等の手続をやった上で、来年の10月の調査実施に臨んでもらう、20年内には質及び効率性の検証をするというような見通しを立てております。

以上が住宅・土地の関係でございます、資料別紙1、2をごらんいただきまして、別紙3というのがございますけれども、これは先ほど申し上げました都道府県に対して説明したときに使った資料でございます、内容は重複等しますので、ここは省略させていただきます。

次に、個人企業経済調査、資料2というのがその後に付いてございます。これの民間開放の検討状況を御説明いたします。

まず、個人企業経済調査そのものにつきましては、個人企業の経営の実態について四半期ごとに実施している調査ということで、これも別紙1というのが裏側にありますけれども、ごらんください。

調査のねらいにつきましては、個人企業（個人経営の事業所）の経営の実態を明らかにしまして、景気動向の把握とか、中小企業振興のための基礎資料を得るというものでございます。

調査の概要をごらんいただきたいんですけども、四半期に1回やるものが動向調査で

ありまして、それに加えて構造調査というものを年に1回やっております。

調査の対象は、約4,000事業所。

調査事項が、動向につきましては、四半期ごとの営業状況ということで、状況とか売上げの状況を調べます。それから、構造の方につきましては、事業主の年齢でありますとか、後継者の有無、そういった事柄を調査いたします。

調査の流れですけれども、これは都道府県経由で実施ということで、市町村は使いません。調査員調査ということでございます。

また元に戻っていただきまして、2番目のこれまでの取組みでございます。基本的には住宅・土地と同じような形で検討を進めておりまして、検討の視点というのは、先ほど申し上げました質の確保、業務効率化、受託可能性の3点でございます。

実は、検討をスタートしたのは若干早くて、まず、試験調査は18年度に行いました。

その後、今年の7月に都道府県に住宅・土地と同様に取組みの方向性を提示して意見交換を行っているということです。

その後、9月に試験調査の受託事業者から民間開放の意見を聴取し、10月になりまして、先ほどの住宅・土地と同じタイミングで民間開放の具体的な枠組みを示しまして意向確認をしました。これにつきましても回答が来ているんですけれども、これも数県から開放について検討したいというものが返ってきております。

その後、住宅・土地と同様に懇談会での検討を行っていただき、地域ブロックでの意見交換も実施ということでございます。

都道府県からの主な指摘としましては、質の確保への懸念でありますとか、更なる情報提供の要望、あるいは予算上の配慮とか、入札不調時の対応策の必要性なるものが指摘されました。

それから、今後の主なスケジュールでございます。国が実施する環境整備ということにつきましては、先ほどの住宅・土地と同様のタイミングで施行令と規則の公布・施行を行います。

それから、その環境整備の下で都道府県が講じる措置でございますけれども、来年の1月に実施都道府県を確定いたしまして、2月から3月に予算措置をし、その後、入札等の手続をやって、7月からということで整理されております。

7月はやや年度の中途半端な時期というふうにとらえられるかもしれませんが、この資料の2の最後のページから2番目に図1というのがあります。「調査区交替概念図」というものですが、要は、この個人企業経済調査は四半期ごとに実施するんですが、4つの調査区グループをつくりまして、それを時期をずらしてやっております。ただ、調査の開始に当たりましては、その前の四半期に準備が必要になるという仕掛けになっておりまして、その準備期間を含めて対応しますと、19年度予算で対応する場合には、4月から6月までを準備期間に当てて、7月からスタートするものが一番早いものとなりますので、7月スタートというふうにしていただいております。一応、参考までに、そのよう

な調査についての民間開放ということになります。

以上、ちょっと駆け足ですけれども、個人企業の関係です。

続きまして、資料3をごらんください。これは、現在、実施しております民間開放の御説明になります。平成19年の就業構造基本調査です。これは、福井県の越前市におきまして実施しております、今は取りまとめの段階に入っているところでございます。

1番目の実施状況を簡単におさらいを含めて御説明しますと、今年の2月に関係政省令の改正をいたしまして、2月に公布・施行が終わりまして、3月に福井県の方で事務処理特例条例を整備いたしました。6月になりまして、福井県の越前市が手を挙げて、7月に越前市が入札公告をして、サーベイリサーチセンターという民間の事業者が落札したということでございます。

8月に契約を締結して、その後、実施準備に着手し、9月から準備調査を開始、調査票の配布・収集は9月23日から10月15日に実施いたしました。10月には受託事業者による調査票の検査、あるいは越前市への提出といったものがなされ、11月にかけて越前市における調査票の審査をやりました。11月に入りまして、これは11月の終わりぐらいになるんですけれども、調査員等との意見交換会、それから、調査実施状況の報告会などを開催しているところであります。現在、調査した結果について分析をしているところでございます。

なお、現地の模様につきましても、私の聞いているところでは、廣松先生も現地を御視察になったと聞いてございます。

(3)でございますけれども、受託事業者による調査につきましても、総じて言えば、おおむね円滑に実施されたというような報告を受けてございます。

2番目の今後の取組予定でございますけれども、質を含めたさまざまな観点から、越前市におけます実施結果を20年の3月までに分析、検証するという予定でございます。これが今、実施している民間開放の実施状況でございます。

次のページの委員限りの資料は、今回実施しましたコールセンターの照会状況、それから、インターネットの回答状況ということで掲載しているものでございます。照会事務を効率的に行うためにコールセンターなるものを設置しまして、8月から10月の2か月間ですけれども、それで対応したときの模様がわかるような資料を添付しているものでございます。それから、この調査は基本的には調査員が調査するようになってございますけれども、一部、試行的にインターネットの調査も併用しております、その状況が左下の方に速報値の形で出ております。総じて言えば、地域ごとに回答率には差があるということが、この表から見て取れると思われま。東京と沖縄辺りをごらんいただければ、その点はよくおわかりいただけると思えます。

以上が就業構造の関係でございます。

このほかにも、私どもの方では、指定統計調査として、国勢調査、あるいは労働力調査とか、もろもろの調査を担当してございます。これらにつきましても、引き続き検討して

いるところでございますけれども、基本的には、統計委員会で今、実は、統計体系の在り方とか、調査の在り方について御検討いただいております、今後、政府としての統計の在り方について基本計画をつくるというようなお話を聞いております。これは最終的に閣議決定されるものなんですけれども、そういった動きを十分踏まえながら、我々の考え方をまとめていきたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○前原主査 ありがとうございます。せんだってもしろいろ教えていただいて、私もユーザーの立場でしか見ていなかったんですけれども、つくる立場というのは大変だなということがよくわかりました。

それでは、各委員から御質問、御意見をちょうだいしたいと思います。よろしく願います。いかがでございますか。

○廣松専門委員 住宅・土地統計調査に関してですが、既に地方公共団体に対して説明をなさったということで、先ほどちらっと特定の県が興味を持っているというか、民間委託をする意向があるというふうにおっしゃったんですけれども、そもそも、そういう地方公共団体と同時に、当然、相手方、つまり民間の企業がいるわけですね。地方公共団体がやると言っても、民間の企業が出てこないとだめでしょうし、民間の企業がやると言っても、地方公共団体の方が二の足を踏むようだと、実現しないように思うんですが、その辺の感触というか、現状はいかがなんでしょうか。

○杉山課長 まさに先生のおっしゃるとおりでございます、一応、とりあえず入口のところに関心があるというのが先ほど申し上げた趣旨でございます。関心を持っている県が数県ありましたということでございまして、その関心のある県は、これから詳細について詰めていきたいということでございまして、その詰める中身というのは、勿論、契約の条件でありますとか、あるいは実際委託する側に予算の手当てはどうするかとか、もろもろの問題があるやに聞いております。ですから、関心があるからすぐできるというような状況にあるものではございません。

○廣松専門委員 住宅・土地統計調査の場合は、今まで民間開放が行われてきたものと比べると規模が違いますね。現在、日本で行われている世帯に関する最大の標本調査ですから。やはりそこも考えないと、特定の、ごく少数の市だけがやるというのでは余り意味がないようにも思うんですけれども、その辺について、先ほどの民間開放する意向があるという地方公共団体の方から統計局の方に関して、問い合わせとか、何か接触はあったのですか。

○杉山課長 そもそもところにお話が戻ってしまうのかもしれませんが、私どもが民間開放を進めるときに、地方を経由してやる統計調査につきましては、地域単位でやるという方針の下で動いているものですから、基本的に、極論すれば、1つの市町村だけしか手を挙げていないという場合でも、一応それは実行するという、建前としてはそういうお答えにならざるを得ないと思います。

○前原主査 どうぞ。

○引頭委員 幾つか質問があります。まず第1点が、住宅・土地統計調査及び個人企業経済調査における民間開放の検討状況に対するこれまでの取組が書いてあります。そこには、「地域ブロックごとに都道府県との間で意見交換を実施」というところがありますね。見ると、多少の差こそあれ、主な指摘の中身の内容は両方とも一緒のような印象があります。ただ、個人企業経済調査の対象は4,000事業所、住宅・土地の方は350万と規模が異なります。こうした中で、実際には都道府県の方からどのような御意見が出てきたのか、書きぶり以上に大きな差があったのかというのをお聞きしたいというのが1点です。個人企業経済調査は規模が小さいので、予算が心配というご意見はそのとおりにかと思いますが、それ以外にも何かあったのではないのでしょうかという質問が第一点です。

2番目に、両調査において、質の確保に対する懸念が指摘されていますが、もう少し具体的に、何が懸念なのかというのを教えていただきたいというのが2点目でございます。

3点目に、都道府県側から見たメリットということについて、もしコメントがあればお願いしたいと思います。都道府県側でどういうメリットがあると考えられているのかを教えてくださいというのが3点目です。

最後ですが、住宅・土地統計調査の方の民間開放の実施についてということで、概要というところがございます。別紙3ですね。調査方法というところを拝見しましたが、土地や住宅は個人の財産であり、秘密にしたい意向が強いと思うのです。そうした中で、今回オンライン調査でもやるという点は非常に評価できると考えていました。しかし、一方で郵送につきましては、私が読み間違えたのかもしれませんが、郵送についての記述が見つからなかったように思えたのですが、その点はいかがでしょうか。

以上、4点です。

○杉山課長 一番最後の質問からまずお答えさせていただきますと、実は、郵送につきましては、お手元の資料の別紙2、試験調査の結果の概要の一番最後の「参考」のところをごらんいただきたいんですけども、実は、今回の試験調査では、調査員の回収方式と郵送回収方式と2つのやり方で実験的なことをやってみました。ですけれども、結論的に郵送回収方式ではなかなか期待したような結果が得られない。例えば、不在がちの世帯に送って回収率を上げようというような試みをしたんですけども、どうも期待どおりの結果が得られなかったもので、かえって逆に手間暇もかかってしまったというようなことがありまして、これは今回の調査方式から外したというやに聞いております。

○江刺課長補佐 私の方から詳細の方を。試験調査の方で、実際に郵送回収についてテストしてみたんですけども、やはり一番の大きな問題は回収率の問題でして、調査員の回収に比べまして、最終的な郵送回収率は非常に低かった。当然、郵送回収の場合におきましても、未回収の世帯があった場合は調査員さんの方に連絡をいたしまして、調査員さんが直接調査票の回収に伺うと、いわゆるフォローアップ回収も併せてやりましたし、文書による督促、それから、調査員さんが訪問して督促をしたと、そのような形で実施をした

わけですけれども、残念ながら調査員回収に比べまして回収率が10ポイント以上悪かった。

それから、今、お話がありましたように、当初、我々としましては、郵送回収方式というのは、回収率の非常に難しいオートロックマンションですとかワンルームマンション、そういったところでの回収が上がるということを期待しておったわけですけれども、結果としては、回収率といたしましてはそこが一番低くて、どうしても未回収について、調査員さんが再度、結局、回らざるを得ないというような状況になっております。したがって、我々としましては、回収率の向上方策を引き続き検討していかないと、現時点では導入は難しいのではないかという結論に至ったものでございます。

○引頭専門委員 オンラインの場合の回収率はどうなのでしょう。

○江刺課長補佐 オンラインにつきましては、今回、住宅・土地の試験調査の段階では、まだオンラインのシステムが動いていなかったものですから。

○引頭専門委員 それはわからないわけですね。わかりました。あと、前半の話についてはいかがでしょうか。

○杉山課長 前半の方のお話でございますね。都道府県からの意見、質問というのは、なかなか一言でいうのは難しいんですけれども、総じて言えば、手続に関することがやや多かったように受け止めております。まず、民間開放そのものが初めての試みということもあり、具体的に何をどうしたらいいのかという辺りについてかなり質問を受けておまして、さかのぼって背景をお話ししますと、都道府県との意見交換はこの11月に限らず、去年辺りからずっと断続的に行っているものでございます。そこで出てきた具体の手続についての質問、それについて我々が順次準備してお示しするというような形でやりとりが続いているというものでございます。そういう意味では、例えば、条例改正する場合に、どういう手順を踏んだらいいのか、あるいは予算の移し替えといったものをどういうふうにしたらよいかといった、非常に実務的なところについて質問等受けることが多くて、それに対して我々が調べて返すという感じでございます。ある意味、そういう話が多かったということですね。

それと並んで、もう一つ大きな話としては、そもそもという話ですね。民間開放すると、都道府県とか市町村にとってどういういいことがあるんでしょうかという質問でございます。これは、なかなか一言では答えにくいし、多分それはケース・バイ・ケースで判断されることかなと思われま。ですから、それは多分、各都道府県ごとに、回答する者は我々だったわけですけれども、恐らくそれは、民間開放の元々の趣旨に返って言えば、各都道府県、市町村において、言ってみれば直轄でやるよりも安い経費で、しかも効率的にできた、質も十分に上がったという場合に、それはメリットとして実感できるということかと考えておまして、そのような趣旨のことをお答えしております。

○引頭専門委員 あとは、質の確保への懸念についてはいかがでしょうか。

○杉山課長 質の確保の懸念につきましては、これは非常に端的な形で申し上げれば、例えば、調査員の確保ですね。これは網羅的ではないですけれども、非常にわかりやすい例

ということでお話ししますと、民間事業者にどんどん仕事を取られた結果、登録調査員の出番が少なくなって、調査員の人が辞めてしまう、あるいは確保が難しくなるということが続きますと、直轄調査の質の低下にもつながっていくのではないかというふうなものが典型的なお話としてお話しできるかと思います。

○引頭専門委員 つまり、質の確保への懸念というのは、長期的な点についての懸念という意味ですね。

○杉山課長 そうですね。

○引頭専門委員 今回の調査における問題点ということではなくて、長期的に、民間事業者が活躍するような時代になった際に、調査員の確保が難しくなってくる可能性があるという話ですね。

○柴沼課長補佐 さまざまな都道府県から、質の確保をどうやって、本当にできるかどうかという観点に関して意見が寄せられていまして、それを総じて言うと、一言であらわそうということで入れておるものでございまして、御指摘のようなことも含めまして、さまざま意見がございました。

○引頭専門委員 わかりました。

○熊埜御堂参事官 ちょっとよろしいですか。今の御指摘ですけれども、引頭先生の御指摘に答えるには、どういう要望があったかというのを、ある程度、統計局の方でまとめられて我が方に示していただきたいんですよ。細かい話について全部説明をしていただく必要はないと思うんですが、例えば、今、ここでまとめられたような主な指摘だと、具体的なイメージが委員の方で湧かないんだと思うんですね。だから、もう少し、総括的で結構ですから、こんな要望があったとか、こういうことだったということについて、また、できれば統計局の方で、それに対してどういうお答えをされているのかというようなことも含めて整理をされて、これは当然、しかかりの段階では難しいと思いますので、例えば、ある程度、市町村が決まった段階とか、都道府県が決まった段階とかでもいいと思いますが、整理をして、我が方にも御報告いただくし、統計局としても整理していただくということを、この場でお願いをしておくと、また、その方向で検討していただきたいということで、主査、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○前原主査 よろしくお願ひします。

○杉山課長 ちょっと時間をいただいて、整理させていただきます。

○前原主査 椿委員、どうぞ。

○椿専門委員 基本的には今、議論していただいたことかと思うんですけれども、業者の方々に参入していただくという場合に、かかる費用のかなりの部分が調査員の人件費等々になる。そういうときに、さっき課長がおっしゃられたように、実際にはその地方には登録調査員という、かなり力量のある方がいらっしゃる。例えば、こういう制度で民間に任せるという場合に、登録調査員や何かをきちんと、地方公共団体と協力して、そもそも業者さんは使うことができるのかできないのかとか、そういうことが全体的に業者さんに対

して告知されているのか、どういう条件が今、この民間開放の中にあるかというようなこと、そういう情報や何かは、これも基本的には地方公共団体さんが考えることなのか、あるいはもうちょっと大枠として、今回、特に住宅・土地統計調査のような大変大きな調査を全国で実施するとき、何かそういう仕掛けはあるのかどうかということ。

それから、一方で、その裏腹なんですけれども、逆に、先ほどから地方公共団体さんのメリットという話が出ていますけれども、これも統計局さんが全体として、地方公共団体が考えることというよりは、どういうところがメリットがそもそも出やすいのかということに関しての1つのモデルを持っていらっしゃるかどうかということをちょっと確認させていただければと思うんですが、今の2点、いかがでしょうか。

○杉山課長 登録調査員の関係につきましては、これは国の直轄についてのシステムでございますので、それは民間開放の中で、それについて我々の方から何か協力依頼を出すとか、そういうものではないというふうに認識しております。それは官民連携でやるということであれば、共同事業であれば、そういう話になるかと思うんですけれども、そこは実際、民間事業者の方々が自ら持っている能力、あるいは人材を使って、それでやっていただく。ただ、私の知っている限りは、地域によっては、官の調査もやるし、民の調査もやるという方もいらっしゃると思います。そういう意味では、結果として見た場合に、登録調査員である方が同時に民間の調査もやっている場合はあり得ます。そういうお答えになると思います。

それから、後者のメリットの何かひな型みたいなものという御質問でありますと、具体的なモデルみたいなものは、ちょっと私どもの方では準備してございません。先ほど申し上げたように、それは地域ごとにそれぞれ事情が異なると思いますので、なかなか共通的なモデルは示しにくいかなと考えてございます。

○熊埜御堂参事官 済みません。今の課長の御指摘について、少し事務局からコメントがあるんですけれども、登録調査員については、前回からの、ずっと統計調査で議論しているときに、登録調査員を使うことができるようにすべきではないかというお話が前々から指摘があって、この分科会なり、前身の部会で御指摘があって、住宅・土地統計調査について使うことができるかどうかについて、政策統括官室で検討してくださいと我が方から、事務局からお願いをして、そういう方向で検討できるかどうか、これは制度的な問題がありますから、ストレートにできるかどうかという議論はあると思いますけれども、そこを検討していただいているという話なので、今、お答えしていただいたことに関して言えば、現状では、要するに検討中と我々は受け止めていますので、これはできるとかできないとか、民間だからこれはやらないとかいう話ではなくて、制度的にできるのかできないのか、これは統計局さんの所管ではなくて、政策統括官室の所管なので、そちらで検討されていると思いますので、私どもとしては、十分連携を取っていただいて、例えば、住宅・土地統計調査でそれができるのかできないのか、地方公共団体でそういう要望を持って、既存の統計調査員を自治体の方でピックアップして、それを民間事業者が使うということが可

能か可能でないか。

例えば、自分たちで集めるとしたら、それは手間暇かかるけれども、登録調査員を集めるのは地方公共団体でやるけれどもということが可能か可能でないかということも含めて、これは検討する余地はあると思うんです。できるかできないかというのは当然、次のステップですから、それが可能かどうかというのはあると思いますが、検討する余地はあると思いますので、我が方、事務局としてはそれはお願いしている段階、まだ結論は聞いていません。政策統括官室の方も、そういう方向で少し検討したい、前向きに考えたい、ただ、いろいろ制度的な問題もあるので、整理をする必要があるとおっしゃっていますので、そこはよく連携を取っていただいて整理をしていただければということで考えているということと、それから、今、椿先生から御指摘のありましたモデルという話に関しては、確かにモデルという議論はなかなか難しいと思うんですが、どういうところにメリットがあるかということに関しては、前任の飯島課長から受け継いでおられると思うんですけれども、そこはよく整理をしていただきたい。

つまり、それがないと、結果的には地方公共団体の方は何をやっていいのかというのが試行錯誤になるんですね。つまり、都道府県はいろいろ示されているわけですから。例えば、質の確保とか、こういうふうによれとか。

一方では、それは示されているけれども、自分たちでやるのではなくて、民間事業者にゆだねるということについて、どう考えていくのかという、整理する材料としては、民間事業者の方にゆだねることによって、例えば、これは制度的に若干難しいと思いますが、コストの面でいろんな工夫ができるかできないかとか、制度の面で工夫ができるかできないかというところは、これも統計局の御所管だけではなくて、当然、政府全体で検討しなければいけない話だと思うという話は、我々も、事務局というか、委員の方々も認識していると思いますけれども、そこは整理していかなければいけない話だと思っていますので、そういう認識の下での質問を椿専門委員がやられているということは御認識いただいた上で、モデルというふうになってしまうと、確かにモデルがあるかないかになるんですけれども、むしろメリットをどう見ていくのか、そのためのケースを、例えば、想定するものでもいいから、考えていくということが必要なんではないかという御指摘と受け止めていただいて、住調ですぐにとか、これでとかという話ではないんですけれども、少なくとも閣議決定で民間開放を統計局さんとして、法定受託事務の統計調査も民間開放進めていくという流れであるわけですから、その辺りもきちっと示していただかないと、なかなか我が方としても、こういうことについて推進しているというお話をお伺いしたときに、どんな形で地方公共団体はメリットを感じているのかとか、生かしてやっていこうと思うのかというところが見えないと、果たしてこの動きがどうなのかというところについても、なかなか審議していてわかりにくいという話になりますので、そこはよろしくお願ひしたいと思っております。

椿先生、済みません、余り事務局が出過ぎてはいけないんですけれども、今のやりとり

では、後で聞いた人が全然わからないと思いましたが、ちょっと補足させていただきます。

○椿専門委員 恐縮です。

○前原主査 私の方から1つお聞きしていいですか。コールセンターという資料があったんですけども、これは結構お金がかかると思うんですけども、コストとパフォーマンスをどう評価していらっしゃるのかというのが1つと、委託業者の決定というのはどういうふうにしていらっしゃるのか、この2つ、ちょっと教えていただきたいんです。

○江刺課長補佐 まず、コストパフォーマンスですけども、このコールセンターの設置をした趣旨といいますのが、近年、非常に調査環境が厳しくなっているということでして、世帯の方から、申告義務だとか、調査の趣旨、目的、必要性も含めてですけども、非常に質問が多いということです。

○前原主査 そうでしょうね。

○江刺課長補佐 特に住宅・土地統計調査につきましては、先ほどお話が出ましたように、全国350万世帯を調べるということございまして、従来からかなり多くの質問が、調査員なり市町村なり国の方にも直接来ている。その中で、従来、国が回答に責任を持つような内容、いわゆる調査本体についての質問、あるいは申告の義務に関するものだとか、そういったものについては、本来ですと国が答えるべきものなんですけれども、実際、世帯の側からすれば、調査員さんに聞いたり、市町村の方に当然電話がかかってくる。そういったものについては、我々の方で統一的なマニュアルを用意しまして、対応してきていただいているという状況でございます。

ただ、今回、例えば、17年の個人情報保護法の施行ですとか、そういったことで、非常にまた照会が、従前にも増してかなり増えているという状況ございまして、今回、そういったような世帯からの照会を一元的に対応するようなコールセンターを設置する効果は非常に大きいんだろうと思っております。就業構造基本調査の方で実施をした都道府県さんの方から、非常に有効であるというふうなお話も聞いているところでございます。

それから、契約方法でございますけれども、今回、住宅・土地の方で設置をするコールセンターの業務内容でございますけれども、基本的には先ほど申し上げたように、国が回答内容に責任を持つべき内容について、コールセンターで対応していただく。その際に、当然、統計局の方が作成、用意いたします、いわゆるFAQですね、これは詳細なものをつくりますので、これで対応していただくという形になってございます。したがって、その業務に対して求める事項につきましては、大体、仕様書に詳細に書き込めるというものでございます。

それから、今回、入札参加要件として、いわゆる競争参加の事業者から、例えば、過去の業務実績、実施体制、そういったものを記載をした履行証明書というものを出品させて、その内容を審査した上で業者を決めたいと思っております、そういった意味で、会計法による一般競争入札の中で、そういったような手法を取り入れて業者を決定したいという

ふうに考えております。

○前原主査 ありがとうございます。

そのほか、よろしゅうございますか。

○廣松専門委員 一言だけ。

○前原主査 どうぞ。

○廣松専門委員 就業構造基本調査に関しては、もう既に実査が終わって、実績に関する報告がいずれ上がってくると思います。今、住宅・土地統計調査のところでも議論になったとおり、地方公共団体にとって民間開放の何がメリットだと考えているのか、あるいは感じたかということに関して、いただいた資料3だと、20年の3月までに分析、検証ということになっていきますけれども、可能であれば、なるべく早く出していただきたい。そして、それを住宅・土地統計調査とか、個人企業経済調査とかに生かせるような形のタイミングで是非まとめていただければと思います。

○前原主査 よろしゅうございますか。

○杉山課長 はい。できるだけ努力いたします。

○前原主査 では、よろしく願いいたします。

どうぞ。

○熊埜御堂参事官 済みません。1点だけ、今、課長の御説明で、その他の統計調査の民間開放については統計委員会の審議状況等もあるのでという御説明がありました。それに関しては私も統計委員会の審議状況と全く関係なく、こちらで説明をしてくれというつもりは全然ございませんが、一方で昨年来、我が方で議論を重ねている中で、スケジュール管理をしながら、一応、民間開放について具体的にやっていくというお話をしていますので、一応はスケジュールにのっとった形で御説明はいただきたい。そのときに、どういう問題点があるのか、また、どこまでの検討を進めているのかということも含めて整理をして、分科会場で御説明はしていただきたい。そのときに、具体的に、統計委員会との関係でこうだかということについては当然お聞きしなければいけないと思いますけれども、少なくとも、例えば、そういうことから、全然説明できないとか、そういうことは避けていただきたいということで、そこだけはよろしく願いしたいと思います。

○杉山課長 はい。進捗に合わせて対応させていただきます。

○熊埜御堂参事官 よろしく願いします。

○前原主査 それでは、総務省所管の指定統計調査の民間開放につきましては、本日の議論も踏まえて進めていただきますとともに、年明けの適当な時期に改めて説明をお聞きするという機会を持ちたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、総務省統計局からのヒアリングを終わります。ありがとうございます。御苦労さまでした。

(総務省統計局退室)

○前原主査 それでは、そのほかの議題について、事務局から説明をお願いいたします。

まず、科学技術研究調査の民間開放の実施状況についてお願いをいたします。

○事務局 それでは、資料4につきましては、事務局の方から説明させていただきます。科学技術研究調査民間開放の実施状況ですけれども、これは既に、せんだつての入札監理小委員会の方で実施状況は説明していただいております、それを受け取ったものでございます。19年度の実施状況につきまして、概要と、それから、統計局としての実施評価につきましてまとめていただいております。

簡単に私の方から御説明させていただきますと、平成19年度の概要ということで、そこに書いてありますように、調査票の送付・回収、照会対応等に係る業務を対象としています。

委託業務期間につきましては、5月14日から10月12日、今回は単年度でやってみたというものでございます。

受託事業者につきましては、サーベイリサーチセンターです。これは先ほどの越前市でやったところと同じ会社でございます。

事業の実施状況につきましては、調査客体数及び回収数が、1ページの一番下にありますけれども、企業等が約1万4,000、非営利団体・公的機関が1,000、大学等が3,400となっております、回収数はそこに書いてあるとおりでございます。

2ページ目に回収率が書かれておまして、これは実施要項の中で質を設定しまして、それに基づいて業者の実績を評価するというものでございますが、平成19年度におきましては、基準日時点の回収率と督促回収率、全体の回収率の3つの質を設定しました。

その中で、今回、特に督促を業務として民間に出すということもありまして、督促回収率のところを中心に見ていくということに実施要項上なっております、その状況を見ますと、基準日時点の回収率は目標水準を上回っております。企業等が30%で、19年の民間の実績値が34%、非営利団体・公的機関が33に対して35%、大学は若干減っておりますけれども、総じて実績を上回っている。

一方、督促回収率は、目標水準が70%、99%、100%に対しまして、67%、99%、100%と、非営利団体や大学等につきましては問題ないんですが、企業等の部分は若干目標を下回っている。これは、基準日の方が高くなっていますので、その関係で督促のところは低くなっているということでございます。

全体の回収率を見ますと、ほぼ目標を達成している。1ポイント下回っていますけれども、おおむね水準を達成しているという状況になってございます。この点を踏まえまして、20年度以降の実施要項につきましては、若干質を設定し直す、見直しをするという作業もやっております。

それから、3ページ目にいきまして、業務の実施状況ということで、実績人員はそこに書いてありますけれども、あとは照会対応業務。

その中で、特に(2)のイにつきましては、受託事業者及び総務省が実施した照会対応は別紙1-1のとおりということで、これは後ろの方にありますけれども、照会対応件数が

2,613件で、平成18年度実績1,520件と比較すると、約1.7倍に増えている。ただ、一方で、国が対応した件数につきましては412件であり、平成18年の実績と比較すると4分の1に減少しているという状況でございます。

それから、督促業務につきましては、そこにずらっと書いてありますけれども、4ページに行ってくださいまして、督促対応状況ということで、第1回から第5回まで実施しております。18年においては2回やったということなんですけれども、今回につきましては、特に8月、9月につきましては、3回、4回、5回というように、全部で5回やっております。6月1日に最初に督促をかけている。督促といいますか、注意喚起だと思えるんですけども、督促をかけているということで、先ほどの基準日時点の回収率が高くなったという説明を聞いております。

電話による督促対応状況ということで、そこに書いてあるとおりでございますが、18年と比較しますと約4倍の増加となったということでございますが、(ウ)の調査票一式の再送付につきましては、従来実績が4,949件、今回督促に伴い実施したのが3,235件ということで、再送付の件数ということでは約4割減少しているということでございます。

それから、対応状況、5ページ目につきましては、そこに書いてあるとおりでございます。アンケートを取りまして、民間業者の対応状況はどうであったかということを知ったものでございまして、その結果については6ページにまとめてございます。照会対応の接続度、対応度、的確度等、あと、督促対応状況の対応度、的確度につきましても、おおむね8割から9割の対象からよかったという回答を得ております。

それから、記入不備があった調査客体につきましては、7ページにありますけれども、モニタリングを実施したということで、若干白紙提出を容認するとか、記入不備を容認する発言が2客体、4客体、見られたということですけども、記入不備があった30客体に対しましては、それほど多くはなかったのかなと思います。

それから、事業の実施評価につきましては、目標の達成につきましては、ほぼ目標を達成したということで、引き続き送付・回収、照会対応等に係る業務について民間委託を行うことは可能ということで、本年度につきましては、入札監理小委員会の中でも御説明いただいておりますけれども、3年間の契約で行いたいということでございます。

それから、業務量につきましては、昨年と比べて、民間業者との連絡調整等の業務や、当初、業務予定になかった調査票の再送付が9月、10月に集中したとか、そういったことはあったんですけども、調査客体から統計局への照会対応業務は減少しております。今後、民間委託による業務遂行については、統計局と民間事業者の双方が習熟してくれば、業務の効率化効果は上がるのではないかとございまして。

問題点・改善点につきましては、受託事業者には調査票の再送付の増加や督促時の対応状況等を踏まえ、今回の経験を受託事業者に知らせた上で、回収予定等を提示させる。早い段階から、その進捗について双方で把握し、連絡を密にする必要があるのではないかと。

それから、照会対応・督促業務の調査票回収のかなめであるため、内勤スタッフに対す

る教育、指導の内容及びその方法について具体的に提示させること等により、的確な対応に努める必要がある。これは先ほど上にありましたような記入不備や白紙提出とか、そういったことのないようにしていく必要があるということでございます。

後ろの方は別紙と集計表等になっておりますので、また後でござらんいただければと思います。

分科会としましては、この実施状況を踏まえまして、今後、内閣総理大臣の評価という手続に入っていきたいと思っております。統計局から、業者からの報告書が12月10日をめどに上がってくる、それから、誤記入・未記入率につきましても今、整理中ということでもありますので、そういったものを踏まえまして、こちらの方の評価をつくりまして、また監理委員会の方にお諮りをしたいと考えております。これは年明けになるとは思いますけれども、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

○前原主査 ありがとうございます。

以上の説明につきまして、御意見、御質問ございますでしょうか。よろしゅうございませうでしょうか。

○廣松専門委員 一言だけ。

○前原主査 どうぞ。

○廣松専門委員 この内容に関してはいいですけれども、コストのことに関して何も触れなくていいんですか。

○事務局 コストが12月10日で業者から上がってまいりますので、こちらの評価としましては、それを踏まえて評価をつくりたいというふうに考えております。

○廣松専門委員 それであれば、これは、その意味での中間報告ということですね。

○事務局 そうですね。現時点でということですよ。

○廣松専門委員 わかりました。

○前原主査 それでは、ただいま事務局から説明のあったとおり進めさせていただいてよろしゅうございませうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、内閣府における統計調査の民間開放について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 内閣府につきましては、11月13日の統計調査分科会におきまして、内閣府所管の企業行動アンケート調査をこの公共サービス改革法の対象としたいという説明がありましたけれども、先生方の方から、コスト削減効果ですとか、質の向上につきまして、もう少し明確な説明がないのかというような御指摘もありましたものですから、それを踏まえまして、今、内閣府の方でももう一度検討したいということでございます。事務局と今、内容につきまして詰めているところでございまして、年度内にはどのような形で再検討していくかといったような方向性を出したいということでございますので、また年明けて改めて内閣府の方からヒアリング等を実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○熊埜御堂参事官 若干補足しますと、事務局の方でよく整理をもうちょっとした上で内閣府の方から説明をしていただくということをきっちりやりたいということで、事務局でよく調整をさせていただくということで、よろしく願いいたします。

○前原主査 足元ですから、しっかりやってください。

それでは、ただいま事務局から御説明ございました。よろしゅうございますか。

それでは、本日予定されました議題は以上でございます。これで本日の統計調査分科会は終了いたします。次回の日程は追って事務局から御連絡をいたします。本日は御多用の中、ありがとうございました。

なお、事後の打合せを行いますので、傍聴者の皆様は御退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)